

東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する条例（令和6年条例第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の規定の例による。

(報告徴収書等)

第3条 法第9条第2項の規定による報告の徴収は、報告徴収書（第1号様式）による。

2 法第9条第2項の規定による報告は、報告書（第2号様式）による。

3 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（第3号様式）による。

4 法第9条第4項に規定する証明書は、立入調査員証（第4号様式）による。

(法第13条の規定による措置に係る指導書等)

第4条 法第13条第1項の規定による指導は、指導書（第5号様式）による。

2 法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書（第6号様式）による。

(法第22条の規定による措置に係る助言・指導書等)

第5条 法第22条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導書（第7号様式）による。

2 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（第8号様式）による。

3 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（第9号様式）による。

4 法第22条第4項に規定する通知書は、命令に係る事前の通知書（第10号様式）による。

5 法第22条第9項の規定による代執行（以下「行政代執行」という。）を行う場合における次の各号に掲げる文書は、当該各号に定める様式とする。

(1) 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する戒告に係る文書 戒告書（第11号様式）

(2) 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書 代執行令書（第12号様式）

(3) 行政代執行法第4条に規定する証票 行政代執行責任者証（第13号様式）

6 法第22条第10項の規定による代執行（以下「略式代執行」という。）を行うために現場に派遣される執行責任者は、略式代執行責任者証（第14号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 法第22条第11項の規定による代執行（以下「緊急代執行」という。）を行うために現場に派遣される執行責任者は、緊急代執行責任者証（第15号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

8 法第22条第13項の規定による標識の設置は、標識（第16号様式）による。
（協議会の会長）

第6条 東大和市空家等対策協議会（条例第7条に規定する東大和市空家等対策協議会をいう。以下「協議会」という。）に会長を置き、その選任方法は、委員の互選による。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（招集等）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（議事）

第8条 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（会議の公開）

第10条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が会議の非公開を議決したときは、非公開とする。

（庶務）

第11条 協議会の庶務は、まちづくり部都市づくり課において行う。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）（表）

第 年 月 日
号

様

東大和市長



報告徴収書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定により当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1 対象となる空家等

2 報告を求める内容

3 報告書の提出先

4 報告書の提出期限
年 月 日まで

5 報告徴収の責任者

連絡先：

(裏)

- 注意
- 1 表面4の期限までに表面5の者まで報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処されることとなります。
 - 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項までの規定により、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告又は命令を行うことがあります。
 - 3 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大和市を被告として（訴訟において被告を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

東大和市長 殿

住所

氏名

報 告 書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定により、年 月 日付け 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1 対象となる空家等

2 報告事項

3 添付書類

注意 上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処されることとなります。

第3号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

東大和市長



立入調査実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定により立入調査を実施するため、同条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 立入調査を実施する空家等
- 2 立入調査を実施する日時
年 月 日 時 分から
- 3 立入調査を実施する理由
- 4 問合せ先

注意 本通知に基づく立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合には、法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処せられます。

第4号様式（第3条関係）

(表)

		第	号
立入調査員証			
所 属		(写真)	
職 名			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日 発行 (年 月 日まで有効)			
東大和市長			印

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条 （略）

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(注意) この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第5号様式（第4条関係）（表）

第 年 月 日 号

様

東大和市長



指 導 書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当すると認められたため、同項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

記

1 対象となる管理不全空家等

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 指導の責任者

連絡先：

(裏)

- 注意
- 1 表面2の措置を実施し、表面4の者まで遅滞なく報告してください。
 - 2 正当な理由なく表面2の措置をとらなかった場合は、法第13条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
 - 3 表面1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、法第13条第2項の規定による勧告を受けることで、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第6号様式（第4条関係）（表）

第 年 月 日 号

様

東大和市長



勸 告 書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講ずるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に規定する特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定により勧告します。

記

1 対象となる管理不全空家等

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

連絡先：

(裏)

- 注意
- 1 表面2の措置を実施した場合は、表面4の者まで遅滞なく報告してください。
 - 2 表面1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
 - 3 表面2の措置が実施されず、法第2条第2項に規定する特定空家等となった場合、必要に応じて、法第22条の規定により、必要な措置をとることになります。
 - 4 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 5 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大和市を被告として（訴訟において被告を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記4の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第5条関係）（表）

第 年 月 日
号

様

東大和市長



助言・指導書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、法第22条第1項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう助言・指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 助言・指導に係る措置の内容
- 3 助言・指導に至った事由
- 4 助言・指導の責任者

連絡先：

(裏)

- 注意
- 1 表面2の措置を実施し、表面4の者まで遅滞なく報告してください。
 - 2 正当な理由なく表面2の措置をとらなかった場合は、法第22条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
 - 3 表面1の特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、法第22条第2項の規定による勧告を受けることで、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第8号様式（第5条関係）（表）

第 年 月 日 号

様

東大和市長



勸 告 書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講ずるよう指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定により勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 措置の期限
年 月 日まで

5 勧告の責任者

連絡先：

(裏)

- 注意
- 1 表面4の期限までに表面2の措置を実施した場合は、表面5の者まで遅滞なく報告してください。
 - 2 表面4の期限までに正当な理由がなくて表面2の措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。
 - 3 表面1の特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
 - 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手續に移行することがあります。
 - 5 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 6 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大和市を被告として（訴訟において被告を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記5の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第5条関係）（表）

第 年 月 日 号

様

東大和市長



命 令 書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項の規定により命ずる旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

については、下記のとおり措置をとることを命じます。

記

1 対象となる特定空家等

2 命令に係る措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 措置の期限
年 月 日まで

5 命令の責任者

連絡先：

(裏)

- 注意
- 1 表面4の期限までに表面2の措置を実施した場合は、表面5の者まで遅滞なく報告してください。
 - 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。
 - 3 表面4の期限までに表面2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
 - 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。
 - 5 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 6 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大和市を被告として（訴訟において被告を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記5の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

東大和市長



命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定により、下記のとおり当該措置をとることを命ずることとなりますので通知します。

なお、あなた（あなたが代理人を選任した場合は代理人）は、法第22条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、本通知の交付を受けた日から5日以内に、東大和市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

2 命じようとする措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 意見書の提出期限

年 月 日まで

5 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

連絡先：

(裏)

- 注意
- 1 表面 2 の措置を実施した場合は、表面 5 に示す連絡先まで遅滞なく報告してください。
 - 2 災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 1 項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

第11号様式（第5条関係）（表）

第 年 月 日 号

様

東大和市長



戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、
又は管理する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を
年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置
法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第9項の規定により、
下記特定空家等について下記措置を執行しますので、行政代執行法（昭和23年法律
第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたか
ら徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じて
も、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

2 措置の内容

(裏)

- 注意
- 1 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。
 - 2 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大和市を被告として（訴訟において被告を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第12号様式（第5条関係）（表）

第 年 月 日 号

様

東大和市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する下記特定空家等について下記措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

2 戒告した措置の内容

3 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 執行責任者

連絡先：

5 代執行に要する費用の概算見積額

(裏)

- 注意
- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大和市を被告として（訴訟において被告を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 3 号様式（第 5 条関係）

（表）

第 号	
行政代執行責任者証	
部	課長
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。	
年	月 日
東大和市長	
印	
記	
1 代執行をなすべき事項	
2 代執行をなすべき時期	
年	月 日から
年	月 日まで

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）（抜粋）

第 2 2 条

1 ～ 8 （略）

9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

1 0 ～ 1 7 （略）

行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）（抜粋）

第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第 1 4 号様式（第 5 条関係）

（表）

第 号	
略式代執行責任者証	
部	課長
上記の者は、下記の略式代執行の執行責任者であることを証する。	
年 月 日	
東大和市長	印
記	
1 代執行をなすべき事項	
2 代執行をなすべき時期	
年 月 日から	年 月 日まで

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）（抜粋）

第 2 2 条

1 ～ 9 （略）

1 0 第 3 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確認することができないとき（過失がなく第 1 項の助言若しくは指導又は第 2 項の勧告が行われるべき者を確認することができないため第 3 項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

1 1 ～ 1 7 （略）

東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する規則（令和 7 年規則第 号）（抜粋）

第 5 条

1 ～ 5 （略）

6 法第 2 2 条第 1 0 項の規定による代執行（以下「略式代執行」という。）を行うために現場に派遣される執行責任者は、略式代執行責任者証（第 1 4 号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7、8 （略）

第 15 号様式（第 5 条関係）

（表）

第 号	
緊急代執行責任者証	
部	課長
上記の者は、下記の緊急代執行の執行責任者であることを証する。	
年 月 日	
東大和市長 印	
記	
1 代執行をなすべき事項	
2 代執行をなすべき時期	
年 月 日から	年 月 日まで

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）

第 22 条

1～10 （略）

11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第 3 項から第 8 項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

12～17 （略）

東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する規則（令和 7 年規則第 号）（抜粋）

第 5 条

1～6 （略）

7 法第 22 条第 11 項の規定による代執行（以下「緊急代執行」という。）を行うために現場に派遣される執行責任者は、緊急代執行責任者証（第 15 号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

8 （略）

第16号様式（第5条関係）

標 識

下記特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）第22条第3項の規定により措置をとることを、
年
月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

2 命令に係る措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 措置の期限
年 月 日まで

5 命令の責任者

連絡先：